

# 剪定枝や刈草を受け入れています

ご自宅の庭先の手入れや、地域の清掃活動で出た剪定枝や刈草などを受け入れています。

- 日時** 毎月第2・第4火曜日（祝日を除く）  
9時～11時・1時～3時
- 場所** 玉川地内（玉川中学校東側）
- 基準** 剪定枝は直径5cm、長さ2m程度まで  
※詳しくは「ごみ・資源分別カレンダー」の22ページをご確認ください。

- 目的**
  - 今までごみステーションに可燃ごみとして出されていた刈草や枝などの減量
  - 排出量の削減による小川地区衛生組合に支払う負担金の削減（経費の削減）
  - 廃棄物として処理していたものを価値のあるものへ変換して活用

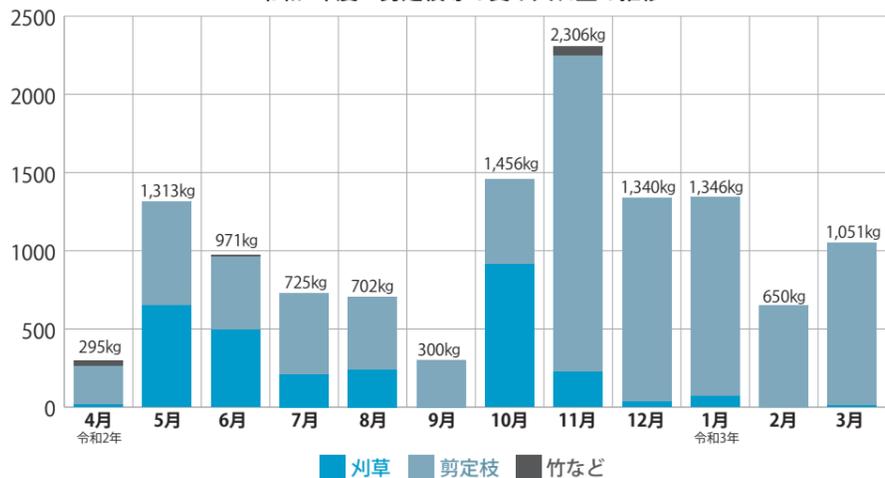
### △注意△

搬入された中に不適切なものが混じっていることがあります。以下のものについては必ず除いてください。

- 山林や農地で発生した枝葉
- 事業で発生したもの
- とげのある植物や触れるとかぶれる植物、またはシュロのような腐らない植物
- 木の枝、葉、刈草以外のもの（廃材や角材など）
- 受付基準を超過しているもの（枝ではなく幹と判断できるようなもの）

## 事業効果

令和2年度 剪定枝等の受け入れ量の推移



**減量実績**  
可燃ごみ削減量 **12.455t**  
×  
35,000円/t  
＝  
**436,000円の費用削減**

## リチウムイオン電池は有害ごみです

リチウムイオン電池は強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破碎や選別などの処理の際に発火することがあり、廃棄物の処理施設などで火災が発生している事例もあります。「有害ごみ」として分別し、他のごみと混ぜないようにお願いします。



問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

## 春和4区・番匠台区

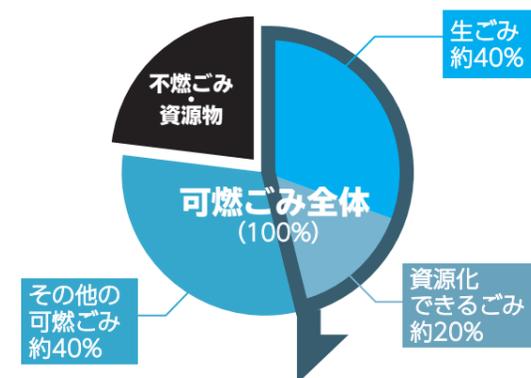
### ごみ減量化モデル事業の成果

# 実績報告

可燃ごみの減少を目的として、令和2年度にごみの減量化に取り組んでいただいた「ごみ減量化モデル事業」の実績をお知らせします。

- 事業期間** 1年間  
(令和2年3月1日～令和3年3月31日)
- 参加世帯** 30世帯  
(春和4区15世帯・番匠台区15世帯)
- 事業内容** コンポスト容器等の活用による生ごみの減量や、水切りの徹底。  
ごみ分別の徹底。特に「雑がみ<sup>②</sup>」を水曜日に資源物として排出。  
剪定枝や刈草の自家処理または堆肥化。  
可燃ごみ（週2回）及び紙類などの資源物（月2回）の重量測定。

### 対象となる可燃ごみ

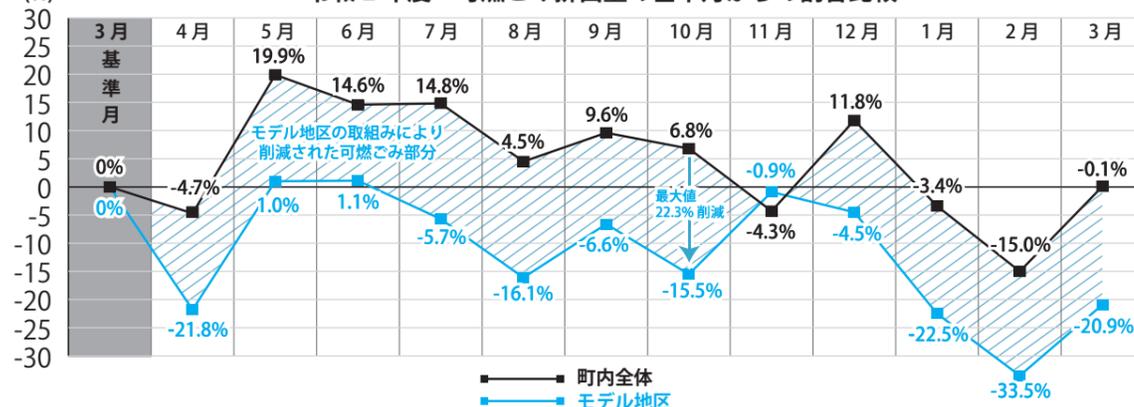


**モデル事業で削減に取り組む対象となるごみ**  
(可燃ごみ全体のうち約60%)

**②雑がみとは？** 新聞、雑誌、段ボール以外の紙類。ティッシュの箱、お菓子の箱、紙袋包装紙、ハガキ、封筒、コピー用紙、トイレトペーパーの芯など。新聞などと同様に資源回収の日に出すことができ、売却収入にすることができます。

## 事業効果

令和2年度 可燃ごみ排出量の基準月からの割合比較



可燃ごみの排出量を、町内全体とモデル地区それぞれにおいて、3月を基準月として、基準月と各月を比較し、どれだけの割合が増減したのかを右のグラフに示しました。

町内全体とモデル地区を比較すると、最大で**22.3%の削減**、平均で約**16.7%の削減**ができたことがわかりました。意識して取り組むことで、可燃ごみは大きく減らすことができます！

可燃ごみ削減量 1.146t × 35,000円/t = **40,110円の費用削減**  
雑がみ回収量 0.794t × 3,000円/t = **2,382円の売却収入**

**ごみの削減量合計 1.94t**

**経費削減合計 42,492円**